

中部支部規程

平成6年9月28日制定

平成11年7月27日改正

平成25年5月24日改正

2014年5月28日改正

(総 則)

第1条 本支部の運営に関しては、定款及び諸規程に定めるもののほかは、この規程に定めるところによる。

(名 称)

第2条 本支部は、一般社団法人電気設備学会中部支部という。

(事務所)

第3条 本支部は、事務所を名古屋市に置く。

(地域、構成)

第4条 本支部の地域は、次のとおりとし、この地域内に在住又は在職する正会員をもって構成する。

愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県

(事 業)

第5条 本支部は、次の事業を行う。

- (1) 電気設備に関する講演会、研究発表会、講習会、見学会等の開催
- (2) 電気設備に関する調査研究
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支部長が適当と認める事業

(役員の構成)

第6条 支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部理事 若干名
- (3) 会計幹事 2名

(4) 庶務幹事 2名

(5) 支部監事 2名

2 支部には、支部役員として副支部長を置くことができる。

(支部顧問及び支部参与)

第7条 支部に支部顧問及び支部参与を若干名置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は4期8年を限度とする。

(名誉支部顧問)

第8条 支部に名誉支部顧問を若干名置くことができる。

2 名誉支部顧問は、支部顧問経験者のうちから、支部活動に特に功労・功績のあった者を支部役員会の推薦により、支部長が委嘱する。

3 名誉支部顧問に、支部活動への支援または参加を依頼することがある。

(改廃)

第9条 この規程について改訂の必要が生じた時は、支部役員会で立案、作成し、支部総会の議決を得、かつ、理事会の承認を得て改廃する。

附 則

1 本規程は、平成6年9月28日に制定し、同日から施行する。

2 本規程は、規程の見直し等により2014年5月28日に改正し、同日から施行する。